

議案第 14 号

総社市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する
基準を定める条例の一部改正について

総社市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を
定める条例（平成 25 年総社市条例第 24 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

総社市長 片 岡 聡 一

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

総社市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成２５年総社市条例第２４号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（園路及び広場） 第３条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成１８年政令第３７９号。以下「令」という。）第３条第１号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち１以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 （１）～（５）略 （６）高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第１１条第２号に規定する点状ブロック等及び令第<u>２２</u>条第２項第１号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 （７）略	（園路及び広場） 第３条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成１８年政令第３７９号。以下「令」という。）第３条第１号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち１以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 （１）～（５）略 （６）高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第１１条第２号に規定する点状ブロック等及び令第<u>２１</u>条第２項第１号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 （７）略

附 則

この条例は、令和７年６月１日から施行する。